

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 5 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 1 月 14 日
海区漁業調整委員会委員室

日 時	令和4年1月14日（金）午前10時30分から午前10時45分まで		
場 所	海区漁業調整委員会委員室		
議 題	議 案	はえ縄漁業に関する委員会指示について（指示）	
	報告事項	第36回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について	
出席委員	山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹
	山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康
	榊原 満男	鈴木 輝明	小林 清和
	岩田 靖宏	吉田 和広	鈴木 惣和
			小林 俊雄
			山下 金次
事務局職員		書記長	服部 嘉文
		主 査	柘植朝太郎
		非常勤職員	田中紀代子
農業水産局	水産振興監		岡田 元
	水産課	課 長	岡本 俊治
	〃	担当課長	柴田 晋作
	〃	課長補佐	原 保
	〃	課長補佐	堀木 清貴

事務局（服部）	定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、議案、報告事項の以上4種類でございます。過不足等はありませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第5回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	皆さんこんにちは。 第5回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、御礼申し上げます。 本日は、議案1件と報告事項1件が上程されております。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。
事務局（服部）	ありがとうございました。それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	皆様、少し遅れましたが、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。第5回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 本日は、朝から雪がちらつく中、また大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。年明けから、世界の話はオミクロン株ということで、感染が急拡大しておりますところでございます。昨日、愛知県知事も、もしかしたら三大都

	市圏で歩調を合わせた対応が必要ではないかと述べられておりましたので、またいろいろ規制がかかってくるのではないかと心配されるところでございます。委員の皆様におかれましては、これから年度末に向けていろいろな会議や行事などが、目白押しかと思いますが、引き続き体調管理には十分にお気をつけいただきたいと思いますと思っています。 さて、漁業の方に目を向けますと、今、のり養殖が最盛期を向かえております。年末の第3回共販では、県全体の生産枚数が平年の97%と聞いておりました、概ね良好だと思っておりますが、年明けに南知多の方で色がさめているという話も聞いておりますので、なんとか良いのりが長く生産出来ることを祈念しております。 本日は、会長の御挨拶にもありましたように、議案1件、報告事項1件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（服部）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、14名の御出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下三千男）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、吉武委員、榊原委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 議案の「はえ縄漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（柘植）

議案「はえ縄漁業に関する委員会指示」について御説明いたします。

はえ縄漁業に関する委員会指示につきましては、資源保護と漁業秩序の維持のため、平成3年に初めて指示を発動しました。資料の5ページをご覧ください。平成3年当初の指示は、見取り図にございます、浮きはえ縄及び松葉はえ縄を禁止漁具とし、3月1日から9月30日までを操業禁止期間、600g未満を採捕禁止とするものでございました。

その後、平成17年には、「ふぐはえ縄以外のはえ縄漁業での幹縄等への金属素材の使用禁止」、「ふぐはえ縄を底はえ縄に限定すること」、「操業にあたっては関係漁業者間の申し合わせを尊重すること」が明記され、平成19年には、ふぐはえ縄、ふぐはえ縄以外のはえ縄いずれにおいても、禁止漁具の船舶への積載を禁止するよう改められました。また、平成22年には、禁止漁具の船舶への積載禁止から、所持禁止に変更されるなど必要の都度、指示内容を強化してまいりました。

そして、平成27年に、県法規担当部局の指導により、見出し符号等を変更し、現在も平成27年と同じ内容の指示を発動しているところでございます。

現在発動中の委員会指示につきましては資料3ページから4ページに掲載しております。この委員会指示は令和4年1月31日に指示の有効期限を迎えます。

資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。今回につきましては、内容の変更はなく、指示の有効期間を令和4年2月1日から令和5年1月31日まで1年更新させていただき、引き続き資源保護と漁業秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

それでは指示案を朗読させていただきます。

[指 示 案 朗 読]

	本案が御承認いただけましたら、指示案にもありますとおり、公報登載日は令和4年1月28日を予定しております。また、昨年の指示発動から違反の報告はございませんが、今後も資源状況や操業実態などを考慮しながら指示内容を検討してまいります。 なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 な し）
会長（山下三千男）	異議なしの声があったので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、議案「はえ縄漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることとします。 次に、報告事項の「第36回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から説明をお願いします。
水産課（原）	報告事項「第36回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」を御説明いたします。 昨年11月22日に、太平洋広域漁業調整委員会第30回太平洋南

部会及び第36回太平洋広域漁業調整委員会が開催されましたので、その結果を報告いたします。

本県からは、鈴木輝明委員が出席されました。なお、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議での開催となりました。

それではお手持ちの資料1ページをご覧ください。

まず、第30回太平洋南部会の結果について、本県に関する内容を2件説明させていただきます。

1つ目に広域魚種の資源管理について報告がありました。

水産研究教育機構から、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種の「令和3年度の資源評価結果」として、トラフグは、資源水準が2020年漁期の資源量が140トンで低位、資源動向が直近5年間の資源量の推移から横ばいと、マアナゴは愛知・三重の小底の1日1隻当たりの漁獲量の推移から資源水準が低位で、資源動向が減少と、シャコは豊浜における小底の1日1隻当たりの漁獲量の推移から資源水準が低位で、資源動向が減少と報告がありました。

また、水産庁より、広域資源管理として、愛知県及び三重県で、種苗放流の実施、小型魚の保護、漁獲努力量制限等に取り組んでいることが報告されました。

次に、伊勢湾・三河湾イカナゴについて、水産研究教育機構から「令和3年度の資源評価結果」として、愛知・三重による加入量調査の結果から資源水準は低位で、資源動向は横ばいと報告があり、水産庁より、愛知県及び三重県において、親魚保護のため6年連続で自主休漁していることが報告されました。

なお、例年、部会後の委員会で提案される伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示については、直近の資源評価から来年の初期資源尾数が20億尾に達していないと推測されること、愛知・三重の両県の漁業者が資源管理に取り組んでいるため過去の発動履歴がないこと、そして、調査で資源の回復がみられた場合には改めて発出を検討しても間に合うことから、本年はイカナゴに関する委員会指示の発出を見送ることとなりました。

2つ目として、今回の部会から都県互選委員の任期が更新されたため、部会長職務代理者の互選が行われました。部会長職務代理者には、当県の鈴木輝明委員が推薦され、出席者全員の可決で選出されました。

つづきまして、資料2ページをご覧ください。

南部会後に第36回太平洋広域漁業調整委員会が開催されましたので、その結果について、御報告いたします。

本県に関係する主な内容としまして、1つ目にクロマグロの資源管理状況について水産庁から報告がありました。

沿岸クロマグロ漁業については、平成26年に届出制から広域漁業調整委員会での承認制へ移行しており、令和3年4月の更新から、過去5年間の実績者が承認対象となっております。当県では大井漁協所属の1名が令和3年3月末まで承認を受けておりましたが、今回から更新しておりません。

また、クロマグロの遊漁については、広域漁業調整委員会指示に基づいて令和3年6月から管理が開始されております。

2つ目にTAC魚種の拡大に向けたスケジュールについて、水産庁より報告がありました。

新たなTAC魚種の検討については、漁獲量が多い魚種とMSYベースの資源評価、すなわち、資源を減らすことなく最大の漁獲となる資源評価に近い将来実施される見込みの魚種という2つの条件に合致するものから順次開始されますが、検討にあたっては、漁業者及び漁業者団体の意見を聴き、現場の実態を反映し、理解と協力を得た上で進めると説明がありました。

参考として3ページにTAC検討のスケジュールの会議資料を添付しております。

以上で報告を終わります。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了

しました。

これをもちまして第5回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員